経済産業省

2 0 2 4 1 2 1 1 貿局第 1 号輸出注意事項 2 0 2 4 第 2 0 号輸入注意事項 2 0 2 4 第 1 6 号経済産業省貿易経済安全保障局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年12月20日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の改正規定 令和7年1月10日
- 二 別紙2の7のうち、「エチオピア」及び「EU(欧州連合)」に係る改正規定 公 布の日
- 三 別紙2の7のうち、「リベリア」及び「モルディブ」に係る改正規定 令和6 年12月23日
- 四 別紙2の8の改正規定 令和7年1月2日

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

別紙12

(略)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)			
改正後		現。行	
別表第1~25 (略)		別表第1~25 (略)	
別紙1~10 (略)		別紙1~10 (略)	
別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質A. ~D. (略)		別紙11 規制物質コード表(輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質A. ~D. (略)	
E. 35の3(6)の規制物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律規定の第一種特定化学物質)		E. 35の3(6)の規制物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律規定の第一種特定化学物質)	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
060352	(略)	060352	(略)
060353	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項	(新設)	(新設)
	第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働 省、経済産業省、環境省令第4号)に規定する化学物質		
060360	(略)	060360	(略)
F. ∼H.	(略)	F. ∼H.	(略)

別紙12

(略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部は改正部分)

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)

改正後

1~6 (略)

1~6 (略)

7 水銀に関する水俣条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、ア ルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、 バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、 ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中 央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロン ビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キ ューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、 エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオ ピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガー ナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、 アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリ ア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、 レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブル ク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリ タニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビ ーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケド ニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペル ー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ル ーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セント ビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セー シェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共 和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、 シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウク ライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベ トナム、ザンビア、ジンバブエ

8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)の締約国等

7 水銀に関する水俣条約の締約国等

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、ア ルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、 バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、 ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中 央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロン ビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キ ューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、 エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、EU(欧 州連合)、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、 ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリ ー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イ タリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラト ビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、 マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシ ャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、 オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、 オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポ ーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、 セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、サモア、 サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セー シェル、シエラレオ ネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、ス リランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、 タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国 連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジ ンバブエ

現行

8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)の締約国等

(1)締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンテ ィグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オースト リア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、 ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファ ソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリ カ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロンビア、 コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュー バ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、 ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリ トリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、 フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレ ナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ リー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、 イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウ ェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、 リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、 マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキ シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマ ー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェ ール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パ ラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポー ランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、 ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセン ト、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、 セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニ ア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダ ン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トーゴ、 トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウ ガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、 ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、 ザンビア、ジンバブエ

(2) (略)

(1)締約国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンテ ィグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オースト リア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、 ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファ ソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリ カ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コロンビア、 コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュー バ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、 ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリ トリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、 フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレ ナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ リー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、 イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウ ェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、 リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、 マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキ シコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマ ー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェ ール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パ ラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポー ランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、 ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセン ト、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、 セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニ ア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダ ン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、トーゴ、 トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、 アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベ キスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブ 工

(2) (略)

9~11 (略)